

大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員出向規程

平成16年4月1日

自機規程第4号

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員就業規則(平成16年通則第2号)第10条第3項の規定に基づき、職員が在籍のまま、機構の命令により機構以外の国立大学法人等(以下「出向先」という。)に出向する職員(以下「出向者」という。)の取扱いについて定める。

(定義)

第2条 この規程において出向とは、職員として機構に在籍のまま出向先の業務のため、出向先において出向先の指揮・命令系統に従い常駐勤務することをいう。

(出向の取扱原則)

第3条 機構は、出向者の労働条件等が出向によって不利益とならないよう配慮するものとする。

(出向条件の明示)

第4条 職員に出向を命ずる場合は、出向目的、出向先の担当業務、労働条件、期間等を明示するものとする。

(出向者の心得)

第5条 出向者は、出向目的を達成するため、出向先の指揮・命令に従い、出向先の職員と協力し、誠実に勤務しなければならない。

(出向者の所属)

第6条 出向者の出向期間中の機構における所属は、出向直前において所属した研究所等とする。

(出向期間)

第7条 出向期間は、原則として3年以内とする。ただし、機構が業務上の都合等により出向先と協議し、変更することがある。

(勤続期間)

第8条 出向先の勤務期間については、勤続期間に通算する。

(勤務条件)

第9条 出向者の出向先における服務規律、勤務時間、休日・休暇等の勤務条件は、機構において特に定めた事項以外は、出向先の就業規則に従うものとする。

(給与等の原則)

第10条 出向者の給与、諸手当は、出向先とその都度協議する。

(旅費)

第11条 赴任、帰任及び出張旅費は、出向先とその都度協議する。

(復帰)

第12条 出向者が次の各号の一に該当する場合は、機構に復帰させるものとする。

- 一 出向期間が満了したとき。
- 二 出向期間中に退職するとき。
- 三 出向先の就業規則による解雇、懲戒(減給、戒告は除く。)及び休職の事由に該当したとき。
- 四 その他機構が特に必要と認めるとき。

(安全衛生)

第13条 出向者の健康管理，その他の安全衛生の管理は，出向先が行うものとする。

（共済保険等）

第14条 出向者の社会保険等は，出向先とその都度協議する。

（退職手当）

第15条 出向者が出向期間中に退職（死亡を含む。）する場合の退職手当は，機構の規定に基づき算出し，機構が支給するものとする。

（宿舍）

第16条 出向期間中の宿舍については，出向先とその都度協議する。

（その他）

第17条 出向先又は機構の事情その他により，この規程に定めのない事項が生じたときは，その都度出向先及び機構で協議の上，定めるものとする。

附 則

この規程は，平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，平成17年4月1日から施行する。